

訪問入浴介護

(平成11年 厚生省令第37号)

| | | | | |
|--|--|-------------|--|--------|
| 申請者要件 | 法人（条例第2条） | | | |
| 人員基準 | 区 分 | 職 種 ・ 資 格 | 員 数 | |
| | 従業者（第45条） | ・ 看護師又は准看護師 | ・ 1名以上 | 常勤1名以上 |
| | | ・ 介護職員 | ・ 2名以上 | |
| 介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の人員に関する基準を満たすことをもって、第45条の基準を満たしているものとみなすことができる。 | | | | |
| | 管理者（第46条） | | ・ 常勤専従1名 管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設の職務に従事可 | |
| 設備基準 （第47条） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な広さの専用区画 ・ 必要な浴槽等の設備及び備品等 | | | |
| 介護予防の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、介護予防の設備に関する基準を満たすことをもって、第47条の基準を満たしているものとみなすことができる。 | | | | |

介護予防訪問入浴介護

(平成18年 厚生労働省令第35号)

| | | | | |
|--|--|-------------|--|--------|
| 申請者要件 | 法人（条例第2条） | | | |
| 人員基準 | 区 分 | 職 種 ・ 資 格 | 員 数 | |
| | 従業者（第47条） | ・ 看護師又は准看護師 | ・ 1名以上 | 常勤1名以上 |
| | | ・ 介護職員 | ・ 1名以上 | |
| 訪問入浴介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問入浴介護の人員に関する基準を満たすことをもって、第47条の基準を満たしているものとみなすことができる。 | | | | |
| | 管理者（第48条） | | ・ 常勤専従1名 管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、同一敷地内の他事業所・施設の職務に従事可 | |
| 設備基準 （第49条） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な広さの専用区画 ・ 必要な浴槽等の設備及び備品等 | | | |
| 訪問入浴介護の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問入浴介護の設備に関する基準を満たすことをもって、第49条の基準を満たしているものとみなすことができる。 | | | | |